

平成23年第1回定例会

予算決算常任委員会
生活文化環境森林分科会 説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第1号

平成22年度三重県一般会計補正予算（第11号）・・・・・・・・・・ 1

2 議案第18号

三重県新しい公共支援基金条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 議案第27号

三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・ 5

平成23年2月18日

生活・文化部

(議案補充説明)

1 議案第1号 平成22年度 三重県一般会計補正予算(第11号) 主要項目

※一般会計補正予算総額： 417,923 千円

(単位:千円)

款 項 目	事業名	補正前の額	補正予算額 (第11号)	補正後の 予 算 額	説明 (主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	安全安心まちづくり 事業費	316,123	1,098	317,221	犯罪被害者支援に関する啓発 物品の購入 ※
	心身の健康支援と性 別に基づく暴力等へ の取組費	1,027	1,356	2,383	DV防止ハンドブック等の作 成、男女共同参画センターの 相談機能強化委託 ※
	NPO推進事業費	152,956	153,046	306,002	新しい公共支援基金積立金 【新しい公共支援事業交付金】
(3) 文化振興費	新県立博物館整備事 業費	2,743,374	72,673	2,816,047	新県立博物館用備品の購入 ※
(6) 国際化対応費	共生社会の形成費	214,086	3,250	217,336	キャリアガイドDVDの作成ほ か ※
(7) 消費生活事業費	消費生活総務費	123,710	69,195	192,905	消費者啓発事業委託ほか (18,605) 消費者行政活性化基金積立金 (50,590) ※
(8) 総合文化 センター費	生涯学習センター費	13,506	1,228	14,734	生涯学習センターの視聴覚教 材等の購入 ※
	図書館費	274,719	56,923	331,642	図書、資料、備品の購入 ※
(9) 博物館費	博物館費	49,187	6,729	55,916	備品の購入 ※
(10) 美術館費	美術館費	238,406	28,175	266,581	収蔵作品、備品の購入 ※
(11) 斎宮歴史 博物館費	斎宮歴史博物館費	144,460	18,550	163,010	収蔵資料、備品の購入 ※
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立学校振興費	8,668,483	5,700	8,674,183	外国人学校における教育の質 の向上事業補助金 ※
【歳入】	【節区分】				
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(1) 総務費補助金	地域活性化交付金 (住民生活に光をそ そぐ交付金)	—	259,177	259,177	
	新しい公共支援事業 交付金	—	153,000	153,000	
(9) 教育費補助金	地域活性化交付金 (住民生活に光をそ そぐ交付金)	—	5,700	5,700	
10 財産収入					
1 財産運用収入					
(2) 利子及び配当金	利子収入		46	46	新しい公共支援基金利息

※ 住民生活に光をそそぐ交付金

2 議案第18号 三重県新しい公共支援基金条例案について

1 制定の経緯

国から交付される「新しい公共支援事業交付金」により、三重県新しい公共支援基金を設置し、この基金を活用することにより、「新しい公共」の主要な担い手となる特定非営利活動法人その他の非営利組織の自立的な活動を支援する事業を実施します。

(参考) 新しい公共支援事業交付金額：153,000千円(三重県分：2月補正計上)

2 制定内容

- (1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定します。
- (2) 効力は平成25年9月30日までとします。
- (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付します。

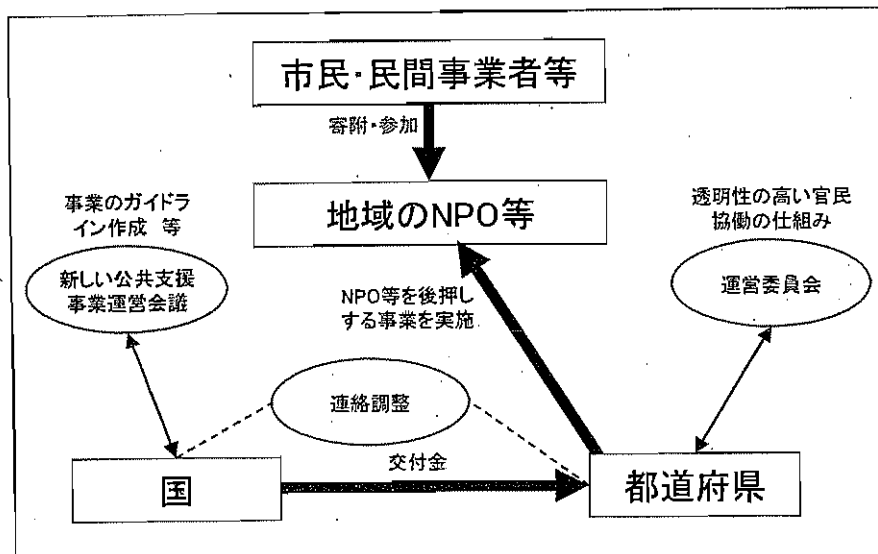
3 基金を活用した今後の取組

- (1) 事業実施期間は、平成23年度から24年度までの2年間です。
 - (2) 基金を活用した事業の実施計画、成果目標等を検討するため、多様な主体(学識意見者、NPO等、企業、金融機関等)による、運営委員会を設置します。
 - (3) 運営委員会での検討を踏まえ、NPO等の自立した活動を支える社会の基盤整備を進める事業や、NPO等と企業、行政の連携・協働を推進する事業を実施します。
- ※ 事業内容については、国と協議するとともに、運営委員会で調整・協議し、実施予定(予算計上は、6月補正で対応予定)

4 施行期日

公布の日から施行します。

5 その他(新しい公共支援事業のスキーム)



議案第十八号

三重県新しい公共支援基金条例案

右提出する。

平成二十三年二月十四日

三重県知事 野呂昭彦

三重県新しい公共支援基金条例

(設置)

第一条 国から交付される新しい公共支援事業交付金により、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の非営利組織の自立的な活動を支援するため、三重県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の効力)

2 この条例は、平成二十五年九月三十日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(経過措置)

3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十五年十二月三十一日（同日までに当

該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

提案理由

特定非営利活動法人その他の非営利組織の自立的な活動を支援するため、三重県新しい公共支援基金を設置する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3 議案第27号 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

消費者行政活性化の事業を実施するため国から交付される交付金に「住民生活に光をそそぐ交付金」を追加するとともに、三重県消費者行政活性化基金の設置の目的となる事業の実施期間を延長するため、規定を整備します。

(参考) 住民生活に光をそそぐ交付金額：50,590千円(基金積立分：2月補正計上)

2 改正内容

- (1) 三重県消費者行政活性化基金の設置目的を達成するための経費の財源に、「住民生活に光をそそぐ交付金」を充てることのできるよう規定を改正します。
- (2) 条例の有効期限を、平成24年12月31日から平成25年3月31日まで延長します。

3 基金を活用した今後の取組

- (1) 県消費生活センターの一層の機能強化をはかるとともに、市町の消費生活相談体制等の一層の充実・強化に向けた取組を引き続き支援するため、事業期間を1年間延長し、平成21年度から平成24年度の4年間とします。
- (2) 県においては、県内消費者行政の中核センターとしての役割を担うことが求められており、消費生活相談員の資質向上、専門家の活用等による相談機能の向上、事業者指導の体制強化、消費者トラブルの防止等に向けた取組を進めます。
- (3) 市町においても、消費生活相談体制等の充実・強化に向けた取組(消費生活相談員の配置、資質向上等)が進められており、県においては、その取組が円滑に進むよう財政面、技術面における支援を行っていきます。

4 施行期日

公布の日から施行します。

〇三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金により、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、三重県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第二条(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十五年十二月三十一日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される地方消費者行政活性化交付金により、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、三重県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第二条(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>